

たいら行雄

私は、日本共産党県議として、本議会に提案されました当初関係の議案と、常任委員会付託分の議案、ならびに人事同意議案のうち、「反対」する 3 件についてと、新規提出の陳情 1 件の委員会審査結果に反対するものについて、その理由を述べ討論いたします。

まず、**議案第 22 号「令和 8 年度鹿児島県一般会計予算」** についてです。

令和 8 年度の当初予算は、対前年度当初比 8.0%増の 9,200 億円余が計上され、「物価高騰等総合緊急対策」のほか、「農林水産業、観光、企業の『稼ぐ力』の向上」など 9 本の柱を設定し、それに基づく様々な事業について賛否を求めるものです。

私は、これまで繰り返し「県民の貴重な税金は、県民生活向上のために使われるべき」と訴えてきましたが、特に過去最大規模の予算編成を行うにあたっては、その視点が極めて重要であると考えます。こうした中、提案されている事業のいくつかについて、問題点を指摘し、反対の立場から討論いたします。

1 点目は、**「インバウンド誘客促進特別支援事業」** についてです。県は、「戦略的な誘客の展開」として関連する 4 つの事業に総額 4 億 2,600 万円余の予算を計上しています。中でも、新規事業である「イ

ンバウンド誘客促進特別支援事業」については、関連事業予算の約 65%を充てており、この事業に対する並々ならぬ県の思いが見えてきます。

その内容は、本県への宿泊を条件に外国人観光客の「博多～鹿児島間」の新幹線片道代金の全額補助を行うもので、約 2 億 8 千万円が計上されていることに対して、県内外から多くの苦情や批判が上がっています。その主な内容は、①何故、対象者を外国人観光客のみに限定するのか納得できないこと。②JR 九州と仲介事業者にお金落ちるのみで、県内の業者には、ほとんど利益がないこと。③県民の貴重な税金の使い方として適正なのかなど、これらの厳しい意見については納得できるものです。

こうした中、県はこの事業を行う理由として、「訪日外国人客数が全国では過去最高となる中、本県においてはコロナ禍前の 7 割程度であり、邦人観光客の約 3 倍の観光消費額である「外国人観光客」の誘致に取り組むことが重要」と説明していますが、これは単に「稼ぐ」ことをメインとした考えであり、本来の税金の使い方として適正であるかどうか問われる問題だと考えます。

2 点目は、「**重度心身障害者医療費助成制度**」の所得制限についてです。

県は 2024 年 7 月、「**重度心身障害者医療費助成制度**」に所得制限

を設けた結果、一定の収入を超える障害者については、通常診療と同様の自己負担が発生することとなりました。これに対し関係部長は、「所得制限の導入によって、医療費の負担が生じていることは認識しているが、持続可能で安定的な制度として継続していくためには、一定の所得制限は必要」と答弁しました。

しかし、本制度については、対象患者が限定されていることなどから、今後急激に受診患者が増えるとは考えにくく、現時点において所得制限を導入しなくとも、持続可能で安定的な制度として継続することは十分に可能と考えます。そして、県が所得制限を導入したことにより、本制度の対象である「身障1級」の方からは、令和8年度から、「年間50万円を超える自己負担が発生することとなり、生活が立ち行かなくなる」との深刻な声が上がっています。しかも、この声は氷山の一角であり、声を上げられない大勢の障害者がいることを、県はしっかりと認識すべきです。事は命に関わる重大な問題です。障害を持った方々も、これまで通り安心して暮らしていただける鹿児島県を継続させるためにも、直ちに所得制限を撤廃することが必要です。

3点目は、「**公立学校給食費負担軽減事業**」に係る問題についてです。今年4月から始まる、いわゆる学校給食費の無償化について県は、国の補助金を含めて、約46億8千万円の予算を使って、公立小

学校の学校給食費を支援するとともに、特別支援学校・小学部の給食費の無償化に取り組むとしています。しかし、同じ義務教育である「私立小学校」と「中学校」については、支援対象としていません。この事業は、国と県の折半で支援するものですが、上限額が一人当たり月 5,200 円と決められており、鹿児島市などではその額を超えるため、その分については自己負担となります。また、支援上限額を下回る市町村があった場合でも、その残余予算を鹿児島市などへ配分することはしないとのこと。一人当たりの支援額を定額にすることは、一見、平等性を担保しているように感じますが、実際には都市部と郡部とでは物価が違ふことから、居住地によって学校給食の食材費が違ふのは当然です。

さらに、食材費を支援上限額の範囲内に抑えとした場合には、給食の質を落とさざるを得ない事態が生じてしまいます。

日本国憲法第 26 条第 2 項には、「義務教育は無償である」と明記されており、義務教育における不平等の解消は、憲法を遵守する観点からも、極めて重要であると考えます。したがって、県においては、国の支援が不十分な場合は、国に代わって県が支援することが求められます。これらの点を十分に考慮し、県内すべての義務教育学校について、学校給食費を完全に無償化すべきであり、そのための予算計上が必要です。

4点目は、「**新総合体育館建設**」に関する懸念についてです。

県は、新たな県総合体育館整備事業において、令和8年度当初予算に2億7,300万円を計上し、基本設計及び実施設計費等に充てるとしていますが、新総合体育館の建設については、巨額の税金を投入する事業であり、現時点においても多くの県民から反対の声が出されています。

こうした中、県が当初計画していた県総合体育館は、313億円の予算でしたが、建設資材の高騰や人件費の上昇などによって、現在では1.5倍強の500億円近い事業費が必要とされています。しかも、完成後30年間にわたって毎年10億円以上の借金返済が必要となる見込みであり、その影響が他の様々な事業へ波及することは確実とされます。これに対し県は、「他の事業に影響を与えないよう、十分に配慮する」と説明していますが、何を担保にそれを信じれば良いのか甚だ疑問に思われます。

私は、これまで何度も述べていますが、老朽化した県体育館の建て替えについて否定するものではありません。しかし、建設にあたっては、将来世代に負のリスクを負わさないためにも、また、他の事業に影響を与えないためにも、建設費用を極力抑えることや、地元で建設資材をできるだけ多く使用することなどについては、非常

に重要な課題であると考えます。

県総合体育館は、完成した後に、最低でも50年以上は使用することとなる県民の重要な施設であることから、将来世代に決して負の遺産としてではなく、県民が誇れる施設として残すことが重要です。そのためにも県は、県民の意見を真摯に受け止め、建設場所の再検討も含め、さらに議論を継続して、より多くの県民合意のもとに新総合体育館の建設を進めることを改めて強く求めるものです。

したがって、これまで述べた理由から、**議案第22号「令和8年度鹿児島県一般会計予算」**については、「反対」を表明します。

次に、**議案第31号「令和8年度鹿児島県国民健康保険事業特別会計予算」**についてです。

私はこれまで、高すぎる国保税について「国保財政安定化基金」から繰り入れを行い、国保加入者一人当たりの納税額を引き下げよう、繰り返し求めてきました。県においても、市町村からの納付金の上昇を抑制するための努力をされていることは承知しており、その施策の一つが「国保財政安定化基金」の有効活用と考えます。

こうした中、県は「令和8年度国民健康保険事業特別会計予算」において、基金からの繰入金を前年より1億1,700万円余り減額して3億円を計上しています。これによって、国保税の一人当たり保

陰税必要額は、前年度比平均 5.61% : 6,079 円増となり、実に本県市町村の 86%に当たる 37 市町村が引き上げとなります。したがって、令和 8 年度の国保税を引き下げるためには、基金からの繰入額をさらに増やすことが求められます。

一方、「国保財政安定化基金」の令和 7 年度末残高は、前年より 40 億 6,200 万円増え、総額で 152 億 4,800 万円となっています。こうした状況を踏まえるならば、更なる基金からの繰り入れは、決して難しくないと考えます。

一方、国保税の引き下げについては、市町村財政の負担軽減を図るばかりでなく、国保加入者の多い「中小・零細業者」や「年金受給者」などの低所得者への支援にもつながることから、「物価高騰対策」の施策の一つとしても、重要です。

したがって、令和 8 年度においては、「国保財政基金」からの大胆な繰り入れを行って、国保税の引き下げを行うことが必要と思われることから、**議案第 31 号「令和 8 年度鹿児島県国民健康保険事業特別会計予算」**については、「反対」を表明します。

続いて、**議案第 40 号「鹿児島県国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件」**についてです。

この議案は、国が新たに、令和 8 年度から開始する「子ども・子

育て支援」のための納付金を支出するために、条例を改正しようとするものです。

そもそも、少子化対策として、子育て支援を行うことは重要な課題であり、そのための様々な施策について、決して否定するものではありませんが、その財源をどこから捻出するのかについては異論のあるところではあります。特に、国民の命と健康に係る「健康保険財政」から国庫負担金を徴収することについては、断固反対です。

このような中、毎年厳しい財政状況を強いられている県管理の「国民健康保険」からは、来年度は、約 20 億 9,000 万円もの負担金徴収が行われるとのこと。これにより、今後の「国保財政」の運用が一段と厳しくなるのは必至であり、国保加入者の国保税額が、これまで以上に引き上げられてしまうことが、非常に心配される場所です。

したがって、これまで以上の国保税の引き上げを助長する可能性が懸念される、**議案第 40 号「鹿児島県国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件」**については、「反対」を表明します。

最後に、総合政策建設委員会に付託された、**陳情 3003 号「乾式貯蔵施設建設に関して六ヶ所再処理工場の現状を調査確認し公表することについて」**と題する陳情について、委員会の審査結果は

「不採択」ですが、「採択」すべきことを主張いたします。

本陳情は、九州電力が新たに川内原発敷地内に建設を計画する「乾式貯蔵施設の安全性」について、県民が不安や懸念を感じていることから、科学的見地に立って、県議会に対して「調査・公表」を求めているものです。

この間、県議会では、昨年12月に九州電力の役員を招き、「乾式貯蔵施設の設置」に関する、全議員を対象とした勉強会を開催した経緯があり、九州電力が新たに設置を計画している「乾式貯蔵施設」に関する知識と、安全性に対する懸念事項等に対する理解が、参加した議員間において広がったものと思われます。

このような学習会が設けられた背景には、これまで耳にすることの少なかった「乾式貯蔵施設」に対する、県民の不安や懸念を少しでも和らげるために、議員自らがまずは学習し、一定の知識を身に付けた上で、県民の求めに応じて、丁寧に説明することや、設置の是非に対する判断材料を学ぶことが必要と考えたことにあると思われます。

したがって、県議会として正確な情報を得るために、調査を行うことは重要であり、それによって得られた科学的知見を周知することも必要と思われることから、「調査・公表」を求める本陳情については、陳情の趣旨に合致するものと考えます。

なお、本陳情のように、求められている内容が、高度な専門性を必要とし、議会として説明が困難な場合などにおいては、県民とともに学ぶ機会と位置づけて、県の協力も得ながら、設置者である「九州電力」や「県原子力専門委員会」などに対して、県民への説明を要請するなどの対処を県議会として行うべきではないかと考えます。

加えて、必要に応じて現地視察を行うことなども重要と考えます。

以上の理由から、本陳情については、県議会として陳情の内容を受け止め、県民が抱く「乾式貯蔵施設の安全性」に関する懸念を払拭するための努力を、県議会として行うことは重要と考えることから、本陳情については、「採択」すべきことを主張いたします。

以上、議案3件および陳情1件について反対意見を述べ、討論を終わります。